

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

平成31年4月1日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	公営住宅に関する事務
事務の概要	<p>公営住宅に関する法律に基づく条例による事務のうち、公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 公営住宅法第16条第5項(同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務 4 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 6 公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 8 公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務 9 公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 10 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務 11 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務 12 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅法第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する事務 2 公営住宅法第16条第5項(同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 3 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 4 公営住宅法第25条第1項の入居者の申込みに係る事実についての審査に関する事務 5 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 6 公営住宅法第29条第1項の明渡しの請求に関する事務 7 公営住宅法第29条第8項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 8 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務 9 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 10 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務
システムの名称	公営住宅管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第19項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第31項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	建築住宅課
所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 都市整備部 建築住宅課 住宅管理担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8784

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月21日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	2 公営住宅法第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	2 公営住宅法第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	脱字の訂正であるため、重要な変更には該当しない。
平成27年10月21日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	6 公営住宅法第27条第5項若しくは第6項事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	6 公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	脱字の訂正であるため、重要な変更には該当しない。
平成27年10月21日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	9 公営住宅法第29条7項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	9 公営住宅法第29条7項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務	事後	脱字の訂正であるため、重要な変更には該当しない。
平成27年10月21日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	2 公営住宅法16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての申請に関する事務	2 公営住宅法第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	誤字の訂正であるため、重要な変更には該当しない。
平成27年10月21日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	9 公営住宅法第32条第1項の明渡しに関する	9 公営住宅法第32条第1項の明渡しに関する事務	事後	脱字の訂正であるため、重要な変更には該当しない。